

News Release

令和2年4月実施の仕組改訂について ～生命総合共済・火災共済の保障を拡充！～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、令和2年4月1日より、組合員・利用者の皆さまのニーズに即した保障提供を実現するため、「生命総合共済」および「火災共済」の仕組改訂を実施します。

また、令和2年4月1日に施行される改正民法（債権法）に対応するため、共済約款の改訂を行います。

I 生命総合共済の仕組改訂

1. 特定重度疾病共済「身近なリスクにそなエール」の新設



（1）仕組改訂の背景／趣旨

J A共済では、入院・手術等を保障する医療共済およびがん共済を提供しています。しかし、入院・手術だけでは完治が困難な生活習慣病は、通院やリハビリ等、入院・手術によらない継続的な治療が必要となることがあります。

特に、重い病気の代表格である三大疾病は、依然として日本人の死因の半数以上を占めているものの、死亡率は年々低下しており、「死に至る病」から「治す・付き合っていく病」へ変化しています。

このような背景から、三大疾病をはじめとする生活習慣病により所定の状態に該当した場合の経済的負担に一時金で備える特定重度疾病共済「身近なリスクにそなエール」を新設します。

<参考1> 主な生活習慣病とその患者数

糖尿病* (強く疑われる者)	約1,000万人	高血圧性疾患	993.7万人
がん (悪性新生物(腫瘍))	178.2万人	心疾患 (高血圧性のものを除く)	173.2万人
肝硬変 (アルコール性のものを除く)	5.4万人	脳血管疾患	111.5万人
		慢性じん臓病	39.3万人
		慢性すい炎	3.1万人

(厚生労働省「平成29年 患者調査」 *糖尿病のみ厚生労働省「平成28年 国民健康栄養調査」20歳以上の推計人数)

NEW 身近なリスクに
そなえ の特長
 特定重度疾病共済

① 保障範囲が幅広い！

三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病（糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎）」まで幅広く保障します。

② 最大で4回お支払いします！

「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「その他の生活習慣病（糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎）」の4つの区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回お支払いします。

③ 継続的な治療に一時金で備えられる！

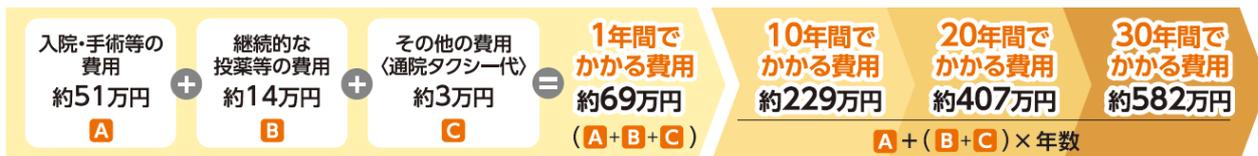
薬剤・通院・リハビリ等の継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取ることができます。

保障対象となる疾病

がん	心・血管疾患	脳血管疾患	その他の生活習慣病
●悪性新生物	●急性心筋梗塞	●脳卒中	●糖尿病
●上皮内がん	●狭心症	●脳動脈瘤	●肝硬変
●脳腫瘍	●高血圧性心疾患	●もやもや病	●慢性じん不全
	●大動脈瘤	●高血圧性脳症	●慢性すい炎
	など	など	

<参考2> 糖尿病にかかる費用の例

受診と経口薬（1日1種類）＋インスリン療法（1日4回）
 ＋血糖自己測定（月60回以上）をしている場合（通院は月1回）



※入院・手術等の費用は1年目の金額のみに含まれています。※高額療養費制度は考慮していません。※千円単位切り捨てで算出。

（厚生労働省「平成29年 患者調査」「平成30年 社会医療診療行為別統計」「中央社会保険医療協議会第401回資料 主な選定療養に係る報告状況」、厚生労働省HP2016年3月23日付トピックス、国立国際医療研究センター糖尿病情報センター「糖尿病とお金のおはなし」よりJA共済連試算。交通費は1回あたり往復3,000円として計算。）

(2) 特定重度疾病共済の仕組みの概要

被共済者が共済期間内に次のお支払の要件に該当した場合に、4つの疾病の区分ごとにそれぞれ1回（最大で4回）、特定重度疾病共済金をお支払いします。

疾病の区分	お支払の要件 ^{※1}
がん ^{※2}	・「がん」と診断確定されたこと
心・血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・「急性心筋梗塞」で入院したこと ・「急性心筋梗塞以外の心・血管疾患」で20日以上継続して入院したこと または 手術を受けたこと
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・「脳卒中」で入院したこと ・「脳卒中以外の脳血管疾患」で20日以上継続して入院したこと または 手術を受けたこと
その他の生活習慣病	<ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病」でインスリン治療を6か月以上継続して受けたこと ・「肝硬変」と診断されたこと ・「慢性じん不全」で永続的な人工透析療法を開始したこと ・またはじん臓移植術を受けたこと ・「慢性すい炎」で手術を受けたこと

さらに、病気・災害により所定の要件^{※3}に該当した場合、以後の共済掛金はいただきません。

※1 死亡保障・解約返れい金はありません。

※2 がんに関する保障については、90日間の不担保期間があります。

※3 第1級後遺障害の状態、重度要介護状態、疾病重度障害状態、災害による第2級～第4級後遺障害の状態をいいます。

(3) 取扱条件

加入年齢	0歳～75歳
共済期間	50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳満了
共済金額	50万円～1,000万円
付加できる特約	指定代理請求特約

(4) ご契約例

加入年齢：30歳
 共済期間：65歳満了
 共済金額：300万円
 特約：指定代理請求特約

月払い、口座振替扱い

男性	女性
3,777円	3,582円

2. 指定代理請求特約の仕組改訂

(1) 仕組改訂等の背景／趣旨

近年、人口の少子高齢化が進展するとともに、「内縁関係にある方」や「同性パートナー」のような新しい家族のかたちも見られるようになってきました。

そのような人口の構造・家族のかたちの変化を踏まえ、共済金ご請求時の利便性を高める観点から、指定代理請求人として指定できる方の範囲を拡大します。

(2) 新しい指定代理請求特約の特長

① 「遠方の親族」等も代理請求が可能！

被共済者とは離れたところにお住まいでも、3親等内のご親族であれば、共済金等を代理でご請求いただくことが可能です。

また、被共済者と同居し、または生計を一にしている被共済者の「内縁関係者」、「同性パートナー」等に該当する方も、共済金等を代理でご請求いただくことが可能です。

② 既契約も範囲拡大！

令和2年3月31日以前に締結された共済契約（既契約）についても、令和2年4月1日以後に指定代理請求人を指定・変更する場合は、拡大した範囲の方を含めてご指定いただくことが可能です。

<参考3> 仕組改訂前後の比較

表の**太字下線**部分が拡大する範囲です。

仕組改訂 前	仕組改訂 後
①被共済者の戸籍上の配偶者	
②被共済者の直系血族	
③被共済者の兄弟姉妹	
④被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等内の親族	④被共済者の3親等内の親族
—	次のうち、共済金を請求すべき適当な関係があると組合が認めた方
	⑤被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
	⑥被共済者の財産管理を行っている方

Ⅱ 火災共済の仕組改訂等

(1) 仕組改訂等の背景／趣旨

J A共済では、平成31年4月の建物更生共済の改訂により、水道管凍結修理費用共済金の新設および失火見舞費用共済金の拡充等の改訂を行いました。

この度、火災共済についても水道管凍結修理費用共済金の新設および失火見舞費用共済金の拡充を実施します。

(2) 費用共済金の拡充の内容

① 水道管凍結修理費用共済金の新設（共済の対象が建物の場合）

専用水道管の凍結によって損害が発生した場合、専用水道管の修理にかかった費用を保障します。

なお、パッキングのみに損害が生じた場合や火災共済金の支払事由に該当した場合は除きます。

（1事故につき10万円限度）

② 失火見舞費用共済金の拡充

火災、破裂または爆発により、他人の所有物に損害を生じさせてしまったときに、見舞費用として支払う失火見舞費用共済金について、1被災世帯あたりの支払額を、現行の20万円から50万円に引き上げます。

（1事故について、共済金額の20%限度）

<仕組改訂後の費用共済金の額>

費用共済金の額	
水道管修理費用共済金の額	1回の事故について 水道管凍結修理費用の額 (10万円を限度とする。)
失火見舞費用共済金の額	1回の事故について 50万円×被災世帯の数 (共済金額の20%を限度とする。)

Ⅲ 改正民法（債権法）への対応

令和2年4月1日に施行される改正民法（債権法）に対応するため、共済約款の改訂を行います。

主な改訂内容は次のとおりです。

（１）錯誤の効果の変更（民法第95条）【生命共済、傷害共済】

錯誤の効果が「無効」から「取消し」に変更されることに伴い、年齢および性別に誤りがあった場合の取扱いを「取消し」に変更します。

（２）時効の起算点の明確化への対応（民法第166条、保険法第95条）【共済種類共通】

時効の期間が始まる時期について、「（権利を）行使することができる時から」であることを明記します。

（３）債務不履行による損害賠償責任の明文化への対応（民法第415条）【損害系共済】

債務不履行について、債務者に帰責事由がない場合は、債務者が損害賠償責任を負わないこと、帰責事由がないことの主張・立証責任は債務者にあることの明文化を踏まえた規定に整備します。

（４）定型約款に関する規定への対応（民法第548条の2～民法第548条の4）【共済種類共通】

新たに定められた定型約款に関する規定に対応した共済約款の変更の取扱いにかかる規定とします。

共済約款の変更にかかる対応については、J A共済ホームページの「重要なお知らせ」もあわせてご覧ください。

（５）共済期間の初日を令和2年3月31日以前とする共済契約への適用

上記（１）～（３）については、共済期間の初日を令和2年3月31日以前とする共済契約には遡及適用はいたしません。

上記（４）については、共済期間の初日を令和2年3月31日以前とする共済契約にも、令和2年4月1日から適用する規定に準じて取り扱います。

以上